

前田正名の直輸商社保護育成論

木 山 実

I はじめに

1. 本稿の目的

近代日本史上有名な明治14年政変によって、明治政府の参議大隈重信をとりまくグループが政府内から一掃されることによって終止符が打たれた、いわゆる大隈財政は、その末期は除くとしても、おおむねは通貨欠乏論にもとづくインフレ政策をとり、民間部門での経済活動は概して活発であり¹⁾、その大隈財政期には、その好景気を受けていくつかの直輸商社が設けられた。

日本国内に拠点を置き、海外にも日本人駐在員を派遣して店舗（支店、出張店、現地法人等）を構え、外国商人を通さずして直接取引をなすものを直輸商社と規定するならば、大隈一派が失脚する明治14年頃までに設けられた直輸商社としては、佐藤組（のち日本商会）、起立工商会社、三井物産会社、大倉組、森村組、同伸会社、広業商会、貿易商会、扶桑商会などがあげられよう²⁾。

本稿の目的は、大隈財政期に明治政府が貿易政策の一環として、これらの直輸商社をどのように統制し、かつ保護育成しようという構想を抱いていたのかを検討することである。用いる史料は、主として「大隈財政のイデオロ

1) 梅村又次・中村隆英編『松方財政と殖産興業政策』（東京大学出版会、1983年）。

2) 例えば、藤本実也『開港と生糸貿易』下（刀江書院、昭和14年）第13章や『横浜市史』第3巻上（横浜市、昭和36年）第3章を参照。

ーク³⁾」と称される前田正名の手による提言書、上申書、書簡の類である。

前田正名の政策構想に関する先行研究は、祖田修氏による著『前田正名』等をはじめ、他にも数多い。本稿はこれらの先行研究に疑問を呈しようというものではない。

筆者は従来から、日本の貿易商社はなぜ総合商社という世界的にみてユニークな形態をとったのか、といいういわゆる「総合化の論理」を探究してきたものである。明治初期、大隈財政期に種々の直輸商社が設立され、その中に、明治末年までに最初に総合商社体制を確立し、のちの日本貿易界に君臨していく三井物産が含まれていることから、「総合化の論理」を追究する作業の一環として、明治初期の直輸商社の比較研究という作業は、不可欠であると感じてきた。小稿は、明治政府が政策側として、これら直輸商社をどのように認識し、さらにどのように保護育成しようとしていたのか。またその政策の帰趨は、構想通りのものであったのかについての再確認を、先行研究の成果も摸取しながら、「総合化の論理」追究作業の一環として行っておきたいという意図のもとに書かれるものである。

2. 『直接貿易意見一斑』と『直接貿易意見書』

前田正名による政策提言の書として最も著名な『興業意見』は、明治18年に完成を見るものであり、その完成当時、前田は農商務省農商務局長という高官ではあったが、もはやかつてのように財政政策の中心に位置していたわけではなく、その勧業政策に関する提言は、明治14年政変のち大蔵卿に就任した松方正義の政策を、周辺部から批判したものという性格を有する⁴⁾のに対し、前田の手による別の提言書として知られる『直接貿易意見一斑⁵⁾』(以下『一斑』と略記)は、刊行こそ政変の起った14年10月の翌月ではあ

3) 祖田修『前田正名』(吉川弘文館、1973年) 第四の一参照。

4) 祖田修、前掲書、p84。

5) 正田健一郎編『明治中期産業運動資料〈第2集〉実業団運動資料』第19巻(日本経済評論社、1979年)に収録。脚注においても、以下『一斑』と略記する。

るが、起稿は明治12年10月であり、まさに前田が“大隈財政のイデオロギー”として、いまだ財政の中心的位置にあった時代に記されたものということができよう。この『一斑』と酷似する表題の『直接貿易意見書⁶⁾』なる文書（以下『意見書』と略記）が早稲田大学の〈大隈文書〉に存在する。この『意見書』は、それが記された時期も書かれておらず、また署名もないため、誰の手によるものか断定できないものではあるが、『一斑』に表題が似ていることもさることながら、『一斑』に酷似した内容を多く含んでおり、また記された時期が明治13年末頃以降であると推定される部分⁷⁾も含んでいるため、この『意見書』は『一斑』と同じ頃に、前田の手によって書かれたものと考えられるものである⁸⁾。この『意見書』の方は、おそらく前田が『一斑』で書ききれなかったり言い足りなかった部分を、その思いの丈を、改めて陳述したものと考えられる。分量的にも『意見書』の方が多い。ともかく、前田の直輸商社保護育成論を知るためにには、両史料を補完的に用いることが望ましいと考える。

さてその両史料は、全体としての主張はほぼ共通しているが、差違もいくつか認められる。例えば『一斑』の方の項目構成は、「帝国銀行ノ事」「貿易会社ノ事」「製産者ヲ団結セシムル事」の三部から成っているのに対し、『意見書』の方の項目は、「正金銀行之事」「貿易会社之事」「製産者之事」「国立銀行之事」という四部構成となっている。

『一斑』の起稿された明治12年末には、いまだ横浜正金銀行は開業してお

6) 早稲田文庫蔵、大隈文書、A3226。

7) 『直接貿易意見書』（以下『意見書』）が明治13年末頃以降に書かれたと類推させる部分として具体的に次のような箇所があげられる。

①1丁目の「向ニ政府カ三百万円ノ資財ヲ正金銀行ニ下附セラレ…」とある部分。横浜正金銀行は明治13年10月に政府から300万円の預入れを受けている（『横浜正金銀行全史』第2巻、p36参照）。

②今後保護育成していくとする貿易商社に関して論じるに際し、「貿易会社之事」の「第三部・貿易会社営業年限」（26丁目）で「凡ソ貿易会社タルモノハ明治十四年ヨリ向フ十ヶ年、即明治二十三年十二月迄ヲ一期トシ…」と記されている。

8) 岡田俊平「明治初期における貿易金融」（『金融経済』57号、1959年）33ページでもこの『意見書』を「前田正名によるものと思われ、明治13年に提出されたものと推定される」としている。

らず、のちの正金銀行となる銀行の行名もまだ確定していなかったためか、『一斑』では「帝国銀行」というなかば暫定的呼称が用いられているのに対し、『意見書』執筆時期には、すでに正金銀行が開業していたことを受けて、「正金銀行」という呼称に改められている。また『一斑』の方の「製産者ヲ団結セシムル事」や『意見書』の方の「製産者之事」は、のちの『興業意見』に通ずる国内在来産業の育成が論じられている部分である。『一斑』における「帝国銀行」には、海外荷為替資金ならびに国内在来産業に資金を供給する役割が期待され、国立銀行は「帝国銀行ノ支店ト看做⁹⁾」されているのに対し、『意見書』では、後者の役割、すなわち国内在来産業への資金供給¹⁰⁾については、その期待は、『一斑』とは違って国立銀行に向けられ、直輸推進に際して国立銀行に、より積極的な意義を認めた上で、それを「正金銀行ノ代理ヲナスモノトス¹¹⁾」と規定されている。『一斑』の三部構成から、『意見書』には「国立銀行之事」が加わり四部構成になっているのは、そのような国立銀行への微妙な認識の変化を受けてのことであろう。

この両史料を貫く前田の一貫した主張は、「直輸貿易ノ三大要具」たる「銀行、会社、製産者ノ三者」の協力による商権回復である。前田は当時、日本貿易の一般的な形態であった居留地貿易の国民経済に与えるマイナス面を憂慮し、生糸・茶など海外に輸出される產品を製する在来産業を団結させて組織化し、彼らに資金を投下して保護育成し、資金供給を担う正金銀行（『一斑』では「帝国銀行」）と日本產品を取り扱う邦人貿易会社が「三者鼎立シテ協同相謀」れば「居留地ノ如キハ（外商は…木山注）漸次商権ヲ失ヒ主客ノ地位ヲ変シ¹²⁾」させることができるであろうというのである。前田は銀行、貿易会社、製産者を有機的に結び付けることによって、国内在来産業の振興をはかり、さらには商権回復を意図していたのである。本稿が注目す

9) 『一斑』 8 ページ。

10) この内国金融は、①生産地から開港場までの内国荷為替、②製産者への前貸金、から成る。『意見書』13~14丁目参照。

11) 『意見書』の43丁目「国立銀行之事」の冒頭部、参照。

12) 『一斑』（以下『一斑』） 28ページ。

るのは当然ながら、そのうちの貿易会社＝直輸商社についてである。

『一斑』と『意見書』は、一、二年の間に連続してしたためられたものと推定されるが、上で指摘したように、そこには前田の認識・主張の微妙な変化も散見される。このような変化も追いかながら、前田が当時の邦人貿易会社をどう認識し、また保護育成してどのように誘導していくこうとしていたのかについて、節を改めながら、『一斑』と『意見書』を軸に、また必要に応じて他の前田の書簡類にも目を配りながら、検討していくことにしよう。

II 前田正名の直輸論

そもそも前田が直輸を保護して商権を回復しようとする目的は何か。それは『一斑』の中で次のような言葉で示される。

今ヤ商権ヲ恢復シ、貿易ノ体面ヲ一変セサルヰハ正貨ハ益々不足シ、紙幣ハ益々下落シ、物価益々騰貴シテ全国ノ勢力萎靡衰頽、遂ニ言フ可カラサルノ慘状ニ沈淪スルハ、蓋シ遠キニアラサルヘシ（中略）

天下急要ノ事業トハ何ソヤ、我輩謂ヘラク直接貿易ヲ開キ商権ヲ恢復シ、正金ヲ收メ紙幣ヲ維持シ、以テ国勢ヲ恢復スルニ在ルナリト¹³⁾

また『意見書』でも同様に、以下のように言う。

直接貿易ヲ保護セントスル目的タルヤ、目下ニシテハ財政ノ困難ヲ救治シ、将来ニハ我貿易ノ権利ヲ掌握セントノ意ニ外ナラサルヲ信ス¹⁴⁾つまり、正貨不足から来る兌換準備率の低下を受けて、紙幣価値が低落していた当時にあって、まず正貨蓄積という財政的要請が第一にあり、それに付随して将来の商権回復を目指すというのである。財政的要請というのは、具体的には、直輸出をもって正貨獲得の手段とする¹⁵⁾、ということである。

「直輸貿易ノ三大要具」のうちの銀行が国内製産者に資金を貸与して生産を振興させ、その産物を当時の日本貿易を掌握していた外商を通じて輸出する

13) 『一斑』 1, 2 ページ。引用に際しては適宜読点を付した。以下同様。

14) 『意見書』 20丁目。

15) 海野福寿『明治の貿易』（塙書房、昭和42年） 73ページ。

のではなく、邦人貿易商に正金銀行から海外荷為替資金を貸与して日本產品を取り扱わせ、邦人商社がその海外支店で商品を売却して得られる売上代金は外貨（正貨）で領収し、これを国庫に返納させて国庫での正貨蓄積の手段にするというものである。

このような前田の認識は、明治8年頃から大久保利通や大隈重信のような明治政府首脳により盛んに主張された直輸出論と全く同一線上にあるものと解してよかろう¹⁶⁾。商権回復もさることながら、それとあいまって邦人の貿易商社には、正貨蓄積の装置として重要な任務が期待されていたのである。そして重要なのは、政府がとっている一連の保護政策の対象は、前田が

政府カ巨額ノ金ヲ該行（横浜正金銀行…木山注）ニ下附シテ、貿易ヲ保護スルノ精神ハ、タトヘ若干ノ損失アルモ敢テ之ヲ顧ミス、普ク輸出ノ貿易ヲ助ケ全国ノ公益ヲ起コサントスルニアリ¹⁷⁾

と述べているように、「直輸出入」ではなく、「直輸出」に限定されているのである。国内產品の海外売却によって、正貨蓄積を進めようという政策をとる場合、これはある種当然の帰結であろう。

III 前田の直輸商社論とその保護策

1. 直輸商社に対する政府の監督

明治13年に族生を見たとされる直輸商社であるが、前田はそれらの商社を保護育成していくに際し、政府の厳しい監督下に置こうとしていた。次の記述はそのことを示している。

政府ハ厚ク該会社（貿易会社のこと…木山注）ノ営業上ニ注意シテ、其利ヲ勤メ其弊ヲ矯メンコヲ務メ、商務局長ハ管理官トナツテ之ヲ保護シ、之ヲ監督スルヲ要ス¹⁸⁾

当時勧商を管轄していた大蔵省商務局の監督下に貿易商社を置こうという主

16) この点についてはさし当たり、海野福寿、前掲書68ページ以下を参照。

17) 『意見書』22丁目。

18) 『意見書』26丁目。

張であるが、別の箇所では、「(貿易商社海外支店の店員が…木山注) 帰朝ヲ要スルトキハ必ス管理官ノ認可ヲ得ヘキモノトス¹⁹⁾」とも述べており、在外支店店員の帰国にもいちいち管理官の許可を課すほど貿易商社を徹底して政府役人の監督規制のもとに置こうとしていたことが伺える。そして前田は、政府が保護育成の対象とする貿易商社に次のような条件を課そうとする。

保護貿易会社営業ハ左ノ如シ

- 一、自己ノ貨物ヲ輸出シテ販売ヲナス
- 一、製産者及輸出貿易者ノ依托スル貨物ヲ輸出シ之ヲ販売スル
- 一、製産者及工業者へ資財ヲ貸与スル事
- 一、開港地ニ於テ輸出品ヲ抵当トナシ金融ヲ補助スル
- 一、海外ニ輸出シタル貨物代価ノ十分ノ一ハ輸入品ヲ買入レ、之ヲ内地ニ於テ販売スル
- 一、諸官省ノ需用品ヲ海外ニ於テ買得シ之ヲ納ムル
- 一、海外輸出ノ為メニ要スル所ノ為替ハ勿論内地製産者ノ為替ヲ支弁スル

以上七ヶ条ト定ム此条目ノ外他ノ商業ニ関涉スルヲ許サス、蓋シ斯ノ如ク制限ヲ立ルモノハ前為替金ヲ貸与スルカ故ナリ²⁰⁾

貿易商社が政府公金を正金銀行経由で海外荷為替資金等のかたちで貸与されて活動する以上、政府側から細かな条件を課そうとするわけであるが、注目されるのは、上記7ヶ条のうちの5番目の項目である。前節で、政府が保護していくこうとするのは「直輸出入」ではなく「直輸出」であったと指摘したが、この第5条では、「直輸入」にも言及しているのである。しかし見て明らかなように、その輸入取扱額は輸出額の10分の1に制限しようとしているのであって、輸入の推進にはやはりきわめて消極的であるといわざるをえない。正貨獲得政策を第一目標とするため、まず輸出増進を目指すのであるが、機械類などをはじめとし、日本はすべての商品を自給できない。どうしても

19) 『意見書』13丁目。

20) 『意見書』27丁目。

外国に頼らねばならぬ商品については、それを取り扱う、いわば輸入の商権をも外商から奪還しようという意図が明瞭である²¹⁾。

さらにこの第5条目の条項で注目すべきことは、たとえ輸出額の10分の1という消極的な量であるとはいえ、そこには輸出品に関連する商品の輸入に従事すべし等の取扱商品に関する規定は全くないことである。外商からの輸入商権の奪還を意図するあまり、ただ機械的に輸出代価の10分の1の額の輸入を促すのみである。ここには直輸出商社を保護育成する一方、直輸出商社とは別に輸入の商権回復のために、直輸入商社を設けさせて保護育成するという発想はなく、直輸出商社に輸入を兼務させようというのである。これは直輸出商社に輸入業務への参入を促すと同時に、その取扱品が拡大する可能性を胚胎せしめる重要な条項であるともいえる。「総合化の論理」を考察するうえで、留意すべき条項であろう。

2. 小売店と問屋

『一斑』のなかで前田は、陶器・銅器・漆器、三品の輸出について、次のような興味深い議論を展開している。

此三品ハ從来貿易ノ品ニシテ現今欧米諸国へ往々支店ヲ開キ販売スルモノアリト雖凡、皆小売店ノ性質ニシテ、其販売上未タ一定ノ品物アルヲ聞カス…（中略）…今ノ諸店ハ商売人ト製造人ト両質混同シテ成立シタルモノト謂フ可シ、到底此三品ハ素ト贅品ノ部類タルヲ免カレサレハ、現今諸店ノ如キ性質ニテハ決シテ十分ノ得策トハ認メ難シ、自今宜シク問屋ノ格ニ変シ、三品共ニ日用ノ品ヲ製造シテ、多数ノ注文ヲ引受クルモ、差支ヘサル手段無カル可カラス²²⁾

現時点で陶器・銅器・漆器を欧米諸国に輸出している直輸商社は、“小売店”

21) この点については『意見書』32-33丁目でも次のように全く同様のことが論じられる。「内地人民ニ輸入品ヲ廉価ニ買得セシムルノ基礎ヲ開カサレハ、所謂貿易ノ権利ヲ我ニ掌握スル能ハサルハ言ヲ待タス、故ニヨリシテ販売代価ノ十分ノ一ハ輸入品ヲ買収スルヲ認可シテ、其将来ニ要スル所ノ経験を与フヘシ」。

22) 『一斑』70ページ。

の性質を持っているのであり、また彼らは商人と製造者の性質を併せ持っているという。これらの商品を日本の輸出品として確立していくためには、これらの直輸商は“問屋”に変貌を遂げなければならないというのである。現時点で、これら三品は、いわば贅沢品であって大量輸出ができないけれども、これらを日用品として大量に輸出しようとするならば、これらを取り扱う直輸商社は、大量取引に適した問屋が理想的であるというのであろう。

当時、それらの商品の輸出に従事して欧米に店舗を持っていた直輸商としては、起立工商会社や森村組などがあげられよう。上で見たように前田（あるいは前田を含んだ大隈一派）は、小売商と問屋を明確に峻別する意識を一貫して抱いていたようである。『一斑』の執筆時よりやや遡るが、明治10年7月27日、当時大蔵卿であった大隈重信の邸宅に、政府側からは大隈と前田、それに内務省勧商局河瀬秀治が、また民間側からは、三井物産の益田孝、起立工商会社の松尾儀助、若井兼三郎が集って会合が持たれた。会合の目的は、翌11年に開催されるパリ万国博覧会への参加とその出品業務をめぐっての打ち合わせ等が中心であったと思われる。その際の様子を記した益田孝の手記には、次のように記されている。

此度両家（三井物産会社と起立工商会社のこと…木山注）より出店スルニ付而ハ、其商売上於而或ハ拮抗スル処アランも難斗、因而今より各家商業ヲ分別シ、将来之弊害ヲ予防スヘシトノ事ナレハ、当社ハ問屋、工商会社ハ小売屋、当社之売却スルものハ其物質全く彼ト異ナルアルヲ以、今改而其分別ヲナシ而、定約ヲ立ルニ不及フを懇ニ論、遂ニ卿（大蔵卿大隈重信…木山注）之明裁ヲ得而夫ニ決ス²³⁾

パリ万博開催に合わせて三井物産と起立工商がフランスに出店するについて、両社の業務が競合関係にならぬよう、あらかじめその業務に線引きをしておこうという趣旨であるが、この会合においても、大隈を中心とする政府側から起立工商が“小売屋”であると認識されているのに対し、三井物産は“問

23) 安岡重明・木山実〈史料紹介〉「益田孝「備忘録」(写本)」(『三井文庫論叢』第30号、平成8年) 306ページ。

屋”と認識されているのである。先ほど見た『一斑』からの引用部分では、三井物産が問屋であるという認識は再度示されてはいないが、この明治10年の会合での大隈ら政府要人の認識と照らし合わせるならば、三井物産は、起立工商などよりは大量取引に適した問屋であり、それゆえ直輸を推進する明治政府にとっては、理想に近い直輸商社であったといえるであろう。

3. 直輸商社数の制限と専門商社化構想

正貨獲得を第一目標とする直輸保護政策を展開する際に重要な地位を与えられた邦人の貿易会社の数について、明治12年起稿の『一斑』では、

今新タニ貿易ノ販路ヲ直接ニ求メ、従来ノ弊習ヲ一変スルニ於テ、豈僅々二三ノ会社ニシテ能ク其目的ヲ達ス可キノ理アランヤ²⁴⁾

として、邦人の直輸商社が2、3社ではなく、商権回復はおぼつかないとしているのに対し、13年以降に記された『意見書』では、

向ニ政府カ三百万円ノ資財ヲ正金銀行ニ下附セラレ、普ク直接ノ貿易者ヲ誘導保護セラルヽノ挙アリシヨリ、直接貿易ハ一般人心ノ誘起スル所トナリ、随テ貿易商社ハ合同ノ念ヲ生シ、陸續振起シテ既ニ七八会社ヲ設立スルニ至レリ²⁵⁾

となっており、直輸商社が7、8社までに増えたことに一定の満足感が示されていて、『一斑』執筆時との変化が指摘できる。そして貿易商社の簇生を促したのは、政府の正金に対する紙幣貸付であったとの認識も読み取れる。

しかし前田は、直輸商社が増えるのを喜んでばかりいたわけではない。彼の見解はこうである。

貿易会社タルモノハ依托、自己販売ノ區別ヲ論セス、妄ニ社数□增加スルハ甚タ不可ナリ、何トナレハ社数ノ增加スルニ隨ヒ同業者ハ内外地ニ於テ競争ヲ始ルノ弊ヲ生ルニ至ルヘシ²⁶⁾(不明)

24) 『一斑』49ページ。

25) 『意見書』1丁目。

26) 『意見書』33丁目。

前田は、むしろ邦人貿易商が競争して共倒れしかねないことに危惧の念を抱いていたといえる。では邦人直輸商同士の競争から来る共倒れの危機を防ぐには、一体どうすべきか。これについての前田の主張は、明治13年末に前田がしたためた別の建議書の中の次のような文言から明瞭に察知できる。

今ヤ貿易ノ会社続々興起スルノ勢アリ、而シテ皆其設立ヲ許ルシ資本ノ為替ヲ為ス片ハ、毎会社カ運転ノ功用甚タ狭少ニ傾キ、終ニ相共ニ斃ル、カ、或ハ海外取引ノ景況現今横浜ノ如キ弊害ヲ生スヘシ、故ニ宜シク之レカ制限ヲ立テ、当分ノ間ハ七会社ト定ム可シ²⁷⁾

すなわち、正金銀行から資金を融通して保護育成する直輸商社を7社に限定しようというのである。この7社とは具体的にどの商社を指すのであろうか。この建議書が提出された直前、明治13年11月12日付けの東京曙新聞が、海外荷為替業務について「^(会)横浜貿易商社、三井物産会社、広業商会、工商会社、佐藤組、大倉組の六会社が、正金銀行と聯合して、弥これに従事する由」と報じている²⁸⁾が、まだここでは6社しかあげられておらず、7社全てを確定するのは難しい。前田の建議書でもはっきりと7社を明示しているわけではないが、曙新聞が報じた6社以外に『意見書』では、扶桑商会の名があげられている。その件も含めて、前田はこの7社の直輸商社について次のように言う。

七会社トモ其性質ハ会社自カラ会社ノ品ヲ販売スルト、各地製産者ノ依託ヲ受ケ販売スルトノニツニ定ムルカ、或ハ各会社ニ輸出ノ物品ヲ限ルカ、設ヘハ三井物産会社ニハ製茶、貿易商会ニハ繭糸、扶桑商会ニハ海産ヲ限ルノ類ノ如シ、又或ハ会社ニ応シ売先キノ国ヲ限ルカ、設ヘハ三井物産会社ハ英吉利ニ、貿易商会ハ仏蘭西ニ、佐藤組ハ阿米利加ニ、扶桑会社ハ以太利ニ等ノ如シ²⁹⁾

7社の直輸商社には、取扱商品を限定して取り扱わせるか、あるいは取引相

27) 『前田正名「直接貿易基礎確定ニ関スル三大要綱」明治13年12月（早稲田大学、大隈文書A3223）10丁目。

28) 岡田俊平、前掲論文、34ページ。

29) 前田、前掲建議書「直接貿易基礎確定…」14-15丁目。

手国をどこか一国に限定して、貿易に従事させようというのである。前田は取扱商品を専門化させるか、あるいは取引地域を専門化せる、いわば専門商社化構想を抱いていたのである。

4. 貿易商社海外支店とその維持策

直輸を推進しようとするならば、直輸商社の海外業務は海外の現地商人に任せておくことはできず、必然的に海外店舗の設置が必要となる。そして輸出を中心とする直輸を推進するにあたり、直輸商社を政府の厳しい監督下に置いて、政府側が彼らに海外のどの国に店舗を設置すべきであると誘導する場合、それはとりもなおさず、明治政府がどの国を輸出市場として重視しているかをも示すことになる。『一斑』では、これについて次のように言う。

此会社（直輸商社のこと…木山注）ハ各支店ヲ欧米諸洲ニ設ケ、専ハラ
直輸物品販売ノ事務ニ従ハシムヘシ³⁰⁾

このように「欧米」とあって、それ以外の地域には特に言及していないのであるが、『意見書』では次のように俄然、清国にも関心を寄せるようになる。

直接ノ貿易者ノ其主義ヲ全フシテ愈海外ニ輸出ヲナス者ハ…（中略）…
速ニ九歩通リノ為替金ヲ貸附スヘシ…（中略）…而テ欧羅巴ハ八ヶ月、
亞米利加ハ七ヶ月、支那ハ五ヶ月ヲ限り貸附スヘシ³¹⁾

正金銀行からの海外荷為替金貸付と連携する形で、日本産品の海外直売を目指しているわけで、どの国に海外支店を設置すべしという類の直接的表現はないものの、このような間接的表現から海外店舗は『一斑』の欧米に加え、清国が加えられていることが察知されよう。貿易商社に海外荷為替金を供給する、その正金銀行の海外支店については、次の記述ように貿易商社よりも直接的に清国重視の姿勢を示している。

支那地方ノ如キハ速ニ支店ノ設ケナカル可ラス、而テ其最モ先ンスヘキ
ハ上海ニシテ、之ニ次クモノハ香港トスルナリ³²⁾

30) 『一斑』 10ページ。

31) 『意見書』 8丁目。

上海、香港に正金の支店を設置するだけでは当然、日本からの直輸出は完結しない。当然、貿易商社の支店を設置することも必要となるのであり、そういうわけで『意見書』におけるこのような清国への関心の高まりは『一斑』との大きな相違であるといえる。そのような貿易商社の海外店舗の維持費については、『一斑』においては次のように述べている。

物品販売ノ手数料ヲ何程ト定メ、之ヲ以テ在外支店ヲ維持セシムヘシ³³⁾ コミッションビジネスで得られる手数料で海外支店を維持させようというのであるが、これについても『意見書』では次のように、やや認識の変化が見られる。

依托販売貿易会社ハ元是レ自己ノ貨物ヲ売買スルヲナク、全ク他人ノ依托スル貨物ヲ販売スルモノナルカ故ニ、凡ソ一ヶ年ニ其依托品販売ノ額百五拾万円ト仮定シ、百円ニ付口銭弐円五拾錢、即チ二分五厘ノ手数料ヲ收得スルモノトセハ、其一ヶ年ニ得ル所ノ額三万七千五百円ニ過キス、其三万七千五百円ヲ以テ欧米各国ニ支店ヲ開キ、或ハ内地ニ本支店ヲ設ケ數多ノ人員ヲ使役スルニ於テハ其一ヶ年間ニ消スル所ノ費用ハ實ニ巨額ナルモノト云フヘシ、殊ニ海外ニ支店ヲ設ルニ於テハ、前陳ノ手数料ハ或ハ其一支店ノ為ニ消費スルニ至ル…³⁴⁾

ここから『意見書』では、前田は手数料収入で海外支店を維持するのが容易ではないことを感じ取るに至っていると解することができよう。その場合の解決策としては、どのようなものがありえようか。それは、ほぼ同じ明治13年6月21日付け前田の大隈重信宛書簡中の次の二節から察知される。

購入品ノ事

購入品ハ一切外国人ヨリ買フヘカラス、是レ単ニ輸入品ヲ減スルノミニ非ス、併テ貿易ノ権力ヲ日本ニ帰スルノ目的ナリ

今外国品ヲ購求スルヲニ就テハ總テ大蔵省ニテ購求スルヲニナレリ、是

32) 『意見書』12-13丁目。

33) 『一斑』11ページ。

34) 『意見書』24丁目。

レ各府県ニ於テハ然ルヘキノナレ凡、諸官省ニ至リテハ却テ困難ヲ來タスヘケレハ、諸官省各自ニ委任セサルヘカラス、而シテ諸官省ハ方今日本人ノ歐米ニ支店アルモノ（六箇ノ会社アリ）ト直接ノ取引ヲ為サ、ルヘカラス、然シ器械其他政府ト直接ノ取引ニ係カ、ルモノハ大蔵省ニテ取扱フヘシ、又タ各府県ヨリノ注文品ト雖凡成ル丈右六箇ノ会社ニ大蔵省ヨリ命シテ購求シ、大蔵省ヨリ直ニ購求スルヲハ決シテ為サ、ルヘシ諸官省ノ買入レ品代価ヲ一ヶ年三百万円ト見做シ、之レヲ六箇ノ会社ニ分賦スレハ一會社ニ五拾万円ツ、ナリ、此五拾万円ノ手数料壹割ト見做シテ五万円ナリ、此五万円ヲ以テ歐米ニ於ケル此支店ヲ維持スルヲ得ヘシ、之レ即チ官ノ保護ト云フヘシ³⁵⁾

少し長い引用となったが、ここではまず輸入をなるべく抑えようとしつつも、官省・府県などの公的機関が欧米から機械類などを輸入する場合、一切外国人から買ってはいけないとして、先に見たように、どうしても必要な輸入については、その輸入商権を奪還しようという主張がここでも述べられている。そして海外支店維持策としては、諸官省が海外から物品を輸入する際、先に政府が指定した（ここでは6社の）邦人直輸商社を通じて購入し、それらの商社の海外支店は諸官省から得られる手数料収入で維持できるという認識が示されている。『意見書』のなかでは、直輸商社が一般荷主から受け取る口銭率は2.5%と想定されているのが、この書簡では諸官省が払う口銭は10%にまではねあがっているのであって、前田はこれを「官ノ保護」だと言うのである。

要は、手数料収入で貿易商社の海外支店を維持させようという主張には違ひはないが、一般荷主からの手数料収入で賄いきれないならば、政府官省が大きな顧客として彼らを“保護”すればよいというのである。

35) 前田正名書簡「正金銀行設立、外国品購入、輸出委託品に関する意見を述ぶ」（早稲田大学、大隈文書B130-2）。

IV むすび

以上、明治12年末から翌13年末にかけて、前田正名がどのように直輸商社を認識し、それらを保護育成、あるいは誘導していこうという構想を抱いていたのかを見てきた。

正貨獲得を第一目標とする直輸推進政策の一環として、きわめて重要な役割が期待された直輸商社を保護する手段は、前田の構想では、主として正金銀行からの融資と政府諸官省が彼らに支払う口銭率10%にも及ぶ手数料であることがみてとれる。

そのような直輸商社保護論を含む前田の構想は、その後の史実と照らし合わせてみると実現した部分はそれほど多くはない。それは当然、前田が隨従していた大隈重信が明治14年政変で失脚し、大隈一派が政府から一掃されたことで政策の中心から転落したことが大きいが、大隈財政に続く、いわゆる松方財政期には、正金銀行を通じて直輸商社に海外荷為替資金を融通し、日本産品を海外に輸出することで正貨獲得をはかり、それによって紙幣価値を維持しようという政策自体はしばらく継承されている³⁶⁾。しかし15年3月には「外国為替金取扱規程」が施行され、在外領事館への荷為替金の返納を待って始めて荷物の引き渡しが許可されるというように、それまでのややルーズとも見られた海外荷為替金の取り立て方法が厳格に改められると、これが資金力の乏しい直輸商社にとっては大きな打撃となり、また国内的には松方デフレの影響による不景気が、さらに海外ではアメリカをはじめとする欧米諸国での恐慌の影響を受け³⁷⁾、日本の直輸商社の多くは窮地に追い込まれていくことになる。明治10年代後半には多くの直輸商社が活動を停止している。そして前田が邦人直輸商社の共倒れを防ぐために、各社を専門商社化しようとした構想などは、全く実現を見ることはなかったのである。しかし「総合

36) 前掲『横浜市史』第3巻上、659ページ。

37) 上山和雄「貿易金融と横浜正金銀行紐育出張所」(高村直助編『企業勃興』ミネルヴァ書房、1992年) 256~267ページ。

化の論理」探究の視点から、いま一度指摘しておくべきことは、大隈財政期、前田が本来、直輸出を推進するべく保護育成しようとしていた直輸商社に、輸出取扱量の10分の1の額の輸入に従事すべしと、きわめて機械的に業務を課そうとしていたことである。前田が財政政策の中心的位置にいた時期、あるいはそこから後退したのちも、明治政府ならびに日本の貿易業界にこのような規定や発想を是とする風潮が存在したならば、そのことが日本産品の輸出を主要業務としていた草創期の三井物産に作用して、徐々に中国棉花やイギリス製紡績機械等の輸入にも従事させるよう促していったといえないであろうか。後考に期したい。

(筆者は関西学院大学商学部専任講師)